平成２９年（フ）第６５２号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目13番15号
債務者　樽木　陽子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２３３号
福岡県久留米市草野町吉木2503番地１
債務者　樋口　弘美
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２３５号
福岡県久留米市上津町2228番地525
債務者　永田　正喜
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２１７号
佐賀県鳥栖市古野町669番地１
債務者　渕上　義明
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１８号
佐賀県鳥栖市古野町669番地１
債務者　渕上　直子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
福島県郡山市開成３丁目22番20号　ベラ・ドンナ２－Ａ号、従前の住所福島県安達郡大玉村玉井字畚乾壇95番地１
債務者　渡邉　　徹
1　決定年月日時　平成29年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
福島県郡山市横塚１―11―６　リージェントこおりやま301号、住民票上の住所福島県石川郡浅川町大字滝輪字滝ノ台93番地（前住所）東京都足立区栗原３丁目２番１―2303号エスポワールキジマⅡ
債務者　鈴木　和樹
1　決定年月日時　平成29年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１７３２号
名古屋市東区筒井２丁目９番４号　マンション藤205号
債務者　新原　大洋
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８９１号
兵庫県三田市加茂430ウエストヒルズ三田Ⅱ番館310号、住民票上の住所兵庫県三田市小野603番地11
債務者　東良　晶彦
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５０３号
さいたま市桜区西堀７丁目４番12―103号
債務者　橋本　幸枝
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８１１号
名古屋市北区天道町５丁目１番地　県営辻町住宅４街区６棟403号
債務者　寺井　夕貴
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８３７号
名古屋市北区安井３丁目４番２号　市営成願寺荘東２棟1101号
債務者　惣洞　智明
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３９号
神奈川県平塚市高村203番地　高村団地10―104
債務者　石田伊久夫
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５３８号
神奈川県足柄上郡山北町山北1235番地１　松永コーポＡ―１
債務者　中尾　　一
1　決定年月日時　平成29年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５８９号
神奈川県厚木市長谷818番地４　エスポアールハウスＢ106
債務者　中辻　美次
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６１１号
神奈川県厚木市林１丁目９番８号　ヴィアーレ206
債務者　爲家　仙一
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部